10 地域公共交通の充実について

【国土交通省・環境省・総務省】

長野県の状況

●【鉄道】しなの鉄道の車両更新及び鉄道ネットワークの充実

2023

6両

1,165

388

194

194

388

- ・平成9年に発足した「しなの鉄道」の施設・車両は、経営分離前にJRが使用していたものを有償譲渡され、2年後には全ての車両が 一般的な鉄道車両の寿命である40年を迎えるため、計画的な車両更新が必要
- ・鉄道ネットワーク充実のため、沿線自治体等と期成同盟会・活性化協議会を通じ、JRに高速化や快適性向上について要望し、また利用 促進のための活動を行っているが、人口減少や施設の老朽化など鉄道事業者を取り巻く経営環境は厳しく、高速化も進んでいない

取組

更新車両数

総額

負担

国(1/3)

県(1/6)

市町(1/6)

事業者(1/3)

8年間で、100億円超の更新費用が必要

○しなの鉄道の車両更新計画

2019

1,358

453

226

226

453

6両

2020

8両

1,796

599

299

299

599

2021

8両

1,657

552

276

276

552

2022

6両

1,166

389

194

194

389

(単位:百万円) 2024 2025 2026 52両 6両 6両 6両 1,180 1,192 10,680 1,166 3,560 389 393 397

199

199

397

1,780

1,780

3,560

○ 鉄道ネットワーク充実のための取組

県内の主な鉄道関係同盟会・協議会						
路線	名 称	主な活動				
中央東線	中央東線高速化促進広域期成同盟会	要望、啓発等				
篠ノ井線	篠ノ井線松本地域活性化協議会	利用促進等				
大糸線	大糸線利用促進輸送強化期成同盟会	要望、利用促進				
飯田線	JR飯田線活性化期成同盟会	要望、利用促進				

●【バス・タクシー】路線バスの維持・確保や新たな地域公共交通の取組

197

197

393

194

194

389

- ・県と市町村では、国と協働で路線バスの運行費支援等を行っている
- ・定期券タクシーや貨客混載など、地域の足の利便性向上や効率化に取り組んでいる

取組

○路線バスの維持・確保のための取組

	① 地域間幹線系統補助金(広域・幹線バス路線)	② 地域内フィーダー系統補助(地域内バス路線)			
補助 事業者	一般乗合旅客自動車運送事業者 (乗合バス事業者)等	一般乗合旅客自動車運送事業者(乗合バス事業者)、 自家用有償事業者			
補助対象 路線	都道府県協議会が定めた生活交通確保維持改善計 画に掲載されている路線	十 市町村協議会が定めた生活交通確保維持改善計画に 掲載されている路線			
主な 補助基準	・複数の市町村にまたがる路線・運行回数1日3回以上・乗車密度5人以上・経常赤字が見込まれること	・広域・幹線バスを補完する路線又は交通不便 地域の移動確保を目的とする路線・新たに運行又は公的支援を受けること・経常赤字が見込まれること			
補助対象 経費	補助対象路線の経常費用と経常収益の見込額の差額(欠損額)				
補助率等	補助対象経費の1/2以内	補助対象経費の1/2以内 <u>※市町村ごとに上限額を設定</u>			

○バスやタクシーの新たな取組

・定期券タクシー

あらかじめ駅や病院等の目的地を設定し、その区間内が定額で乗り放題 となるサービス

※諏訪地域のタクシー3社がJTB(株)の「ジェロンタクシー」を利用して実証実験 を実施

・貨客混載

バス・タクシーを使って人と荷物を輸送し、効率的な運送を実現する。

- ※県内の実施状況
 - ・青木線(上田市~青木村)千曲バス・ヤマト運輸(H30.10.1~開始)
 - ・生活支援タクシー(飯田市上村、南信濃村)(H31.4.1~開始)

課題

【鉄道関係】

- ■地方の鉄道は、沿線人口の減少による輸送人員の減に加え、老朽化が進む施設設備を抱え厳しい経営環境
- ■安全・安定輸送の維持や高速化等の整備推進には、事業者のみでは難しく、**国家的見地での検討・支援が必要**

【バス・タクシー関係】

- ■国の「地域公共交通確保維持改善事業」においては、補助金の 減額措置や市町村ごとの補助上限額設定など、**地方自治体が** 必要とする十分な補助が得られていない
- ■タクシー輸送を活用した貨客混載は過疎地域などに限定され 中山間地を多く持つ本県での普及が限定的 ————

	① 地域間幹線系統補助金(広域・幹線バス路線)	② 地域内フィーダー系統補助(地域内バス路線)
主な 補助基準	・複数の市町村にまたがる路線 ・運行回数1日3回以上 ・ <u>乗車密度5人以上</u> ・経常赤字が見込まれること	・広域・幹線バスを補完する路線又は交通不便 地域の移動確保を目的とする路線 ・新たに運行又は公的支援を受けること ・経常赤字が見込まれること
課題	下線部の条件を満たせない場合、補助金の 減額措置がある	上限額が必要な経費に対して不足している

補		国庫 補助金 を付状況	① 地域間幹線系統補助金(広域・幹線バス路線)			② 地域内フィーダー系統補助金(地域内バス路線)				
			申請額 A	交付額B	差引額 B-A	割合 B/A	申請額A	交付額B	差引額 B-A	割合 B/A
		H27	162,713	135,836	△26,877	83.5	563,131	310,028	△253,103	55.1
-	年度	H28	206,632	173,598	△33,034	84.1	550,171	267,326	△282,845	48.6
	<i>'</i> ~	H29	198,308	162,006	Δ33,029	81.7	504,883	208,545	△296,338	41.3
							申請に対	すして交	付率が低し	1

提案・要望

1 地域鉄道(しなの鉄道)の車両更新に対する予算措置(国土交通省・環境省)

地域鉄道(しなの鉄道)の安全・安定輸送を確保するために必要な<u>車両更新について、十分な予算総額を確保する</u>とともに、<u>補助率ど</u>おり全額交付すること

また、省エネ化に資する新造車両の導入促進に向けた補助金の予算総額を十分に確保すること

2 鉄道ネットワーク充実のための支援(国土交通省)

中央東線や篠ノ井線など全国的な基幹路線については、国が幹線鉄道ネットワーク構築の観点から、**国家的見地に立ってその整備・充** 実**を図る**こと

特に、本県と首都圏を結ぶ中央東線については、高速化・輸送力強化に向けて三鷹~立川間の複々線化や高尾以西の線形改良など、 国において**具体的な対策を検討**すること

3 「地域公共交通確保維持改善事業」における予算措置(国土交通省)

「地域公共交通確保維持改善事業」において、地域における移動に不可欠な広域・幹線バス路線や地域内バス路線に対し、<u>必要な補助</u>金を全額交付すること

4 タクシー輸送の活用に対する支援(国土交通省)

地域公共交通の効率性・生産性向上を目的とした**タクシーによる貨客混載**については、過疎地域に限定した**実施区域の制限を撤廃する**こと さらに、**最低必要車両台数及び運行管理者選任に関する規制を緩和するなど積極的に支援**すること

- 20